

# 京都学園大学・京都先端科学大学同窓会総称名の設置に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、京都学園大学・京都先端科学大学同窓会（以下「本会」という。）の総称名の設置について定める。

(名称)

第2条 本会の総称名は、KGS同窓会（ケージーエスどうそうかい）と称する。

(趣旨)

第3条 総称名の設置により、会員の二つの母校である京都学園大学と京都先端科学大学への想いを繋ないでいき、二つの絆がより深まることにより、本会の益々の発展を目指す。

(使用)

第4条 総称名は本会の各種式典、行事、イベント、ホームページ、会報誌、発行物、記念品などにおいて使用する。

(その他)

第5条 総称名の運用に関する必要な事項については、会長が定める。

附 則

- 1 令和3年度第1回理事会（令和3年5月30日開催）にて総称名の名称を議決。
- 2 この規則は、令和4年4月1日から施行する。